

商品料金未納分訴訟最終通告書

【訴訟管理番号 (●) ●●●-●●●●】

現在、貴殿は【商品料金未納分】について通信販売契約会社及び、運営会社様から【未だ連絡なき状態】として民事訴訟による訴状が提出されております。

このまま連絡なき場合、指定裁判所から書類通達後に出廷となり、原告側の主張が全面的に受理され、被告の給料、年金及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行し、「執行証書の交付」を承諾して頂きます。

民事訴訟、裁判取り下げ等のご相談に関しましては、当局にて受け賜りますが、こちらは「総合消費者民法特例法」による法務省認可通達書の為、「個人情報保護法」上、ご本人様からのご連絡をお願いいたします。

尚、当局は原告側からの訴訟通達、また訴訟の正当性を確認する機関であり、当局が貴殿に対して訴訟を提起するものではありません。

※最近、架空請求業者の新しい手口として小額訴訟手続き（小額訴訟は1日で判決が出てしまう為、放置してしまいますと欠席裁判となり原告側の言い分通りの判決が下される）を利用し、実際に訴訟を提起する事例もございます。

万が一、身に覚えがない場合、必ず早急にご連絡ください。

裁判取下げ最終期日 平成18年8月18日

法務省監査法人 日本司法管理事務局

〒104-0061 東京都中央区銀座 1-6-17

訴訟管理課

TEL(03)-3567-0157 電話受付時間 9時～16時

土日、祝祭日、16時以降のご相談は、お受けできません。